

令和 5 年 3 月 2 8 日

国土交通省関東地方整備局

企画部

建設業における時間外労働規制の適用に向けた 令和 5 年度関東地方整備局の主な取り組みについて

関東地方整備局では、令和 6 年（2024 年）4 月から建設業における時間外労働規制が適用されることから、令和 5 年 1 月 23 日に開催した 1 都 8 県建設業協会との意見交換会を踏まえ、令和 5 年度の関東地方整備局の主な取り組みについてまとめましたのでお知らせします。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1374

技術管理課 課長 後閑 浩幸（ごかん ひろゆき）（内線：3311）

建設業における2024年問題に向けた課題と対応(案)

■2024年(令和6年)4月から適用される建設業の罰則付時間外労働の上限規制

○法定労働時間	……………	1日8時間、1週間40時間
○時間外労働の上限規制	…	月45時間かつ年間360時間 (災害への対応・除雪などは対象外)

■建設業の課題と対応

1. (時間外の)労働時間の削減

(1) 適正工期の確保

- ・ 継続：無理のない工程による入札時に概略工事工程表の開示の徹底、適切な工期変更の徹底
- ・ 全国的課題：猛暑日の作業効率低下による工期設定、書類作成期間の工期へ反映
→令和5年度より猛暑日を考慮した工期設定へ改定
(令和5年4月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る工事から適用)

(2) 週休二日制の実施

- ・ 継続：発注者指定による週休二日制工事の実施、公共発注機関への展開、民間工事への展開
- ・ 新規対応：令和5年度より関東ブロック発注者協議会による「週休二日制対象工事の実施状況」の指標を都県政令市から市区町村発注工事へ拡大
：CCUSの活用による月単位の現場閉所による週休二日制実態の確認の試行
- ・ 全国的課題：週休二日制の補正係数の見直し

(3) 実作業以外の準備後片付け等の実態把握

- ・ 継続：令和3年度施工合理化調査より実作業時間以外の始業及び終業時の準備後片付け等や資材置き場に集合し資材積み込み後に現場へ移動する場合の実態把握を反映
→準備、後片付け等の実態を把握し標準的な時間を分析する等により令和5年度の標準歩掛に反映。(R5.2.28 本省記者発表)
(令和5年4月1日以降に入札に諮る工事から適用)

(4) 交通規制を伴う夜間工事、24時間施工のニューマチックケーソン工事

- ・ 新規対応：交通規制を伴う夜間工事の特記仕様書は、現在、作業時間を記載しているが警察協議による規制を伴う道路使用許可時間(予定を含む)の条件

明示の記載を検討

→時間外労働規制の適用に向け「工事の施工時間に係る特記仕様書記載例」を改定

(令和5年4月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る工事から適用)

- ・全国的課題：ニューマチックケーソン工事は送気用設備の運転に従事する作業員の積算基準が24時間の2交替制となっているため、今後、見直しが必要

(5) 時間外労働の上限規制の例外

- ・新規対応：災害への対応・除雪などは適用対象外であるが、運用に向けて関東地方整備局管内の労働担当部局と直轄事務所、建設業協会等との勉強会等を開催し、受発注者双方の理解を促進させる。

2. 給与等の処遇改善

- ・継続：労務単価や補正率等の見直し
→公共工事設計労務単価が改訂（R5. 2. 14 本省記者発表）
(令和5年3月1日以降に入札に諮る工事から適用)
- ・継続：下請取引等実態調査

3. 生産性の向上

(1) 手続きに関する生産性

- ・新規対応：建設業許可・経営事項審査のオンライン化→令和5年1月より
賃上げ総合評価の実績確認のオンライン回答→令和5年1月より
公共事業労務費調査のオンライン化→令和5年度より

(2) 発注に関する生産性

- ・継続：施工時期の平準化（余裕期間制度、フレームワークモデル工事の活用）
- ・継続：一括審査方式の活用
- ・継続：概算概略発注の削減

(3) 現場に関する生産性

①施工の生産性向上

- ・継続：ICT、BIM／CIM活用による生産性向上
- ・新規対応：「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」を関東地方整備局にて作成、公表（R4. 12. 23）

②書類のスリム化、生産性向上（元請の技術者）

- ・継続：「土木工事電子書類スリム化ガイド」の徹底、「検査書類限定型工事」の活用
- ・新規対応：関東地方整備局作成の「土木工事電子書類スリム化ガイド」のバージョンアップ
- ・新規対応：書類の作成等をオフィスからする現場支援「建設ディレクター制度」の活用事例の水平展開

(4) 直轄以外への発注に関する生産性

- ・継続：都県、市区町村発注工事へ生産性向上に係る直轄の取り組みの水平展開。

(5) その他

- ・新規対応 令和5年度優良工事等表彰（令和4年度完成工事等）は生産性向上や働き方へ資する効果的な取組に関して追加表彰を実施

4. 入札契約

- 品確法の基本理念を踏まえ、担い手確保・育成、働き方改革、生産性向上などを図るため多様な総合評価の取組を実施しており、適宜PDCAサイクルによる検証を行い、見直し等を実施しているところ。
 - ・施工時期の平準化
 - ・発注量や地域特性に応じた余裕期間制度の適切な活用
 - ・フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札を適切に活用した柔軟な監理技術者の配置
 - ・受発注者事務負担軽減を目的に企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設し、柔軟な監理技術者の配置とする。（令和5年8月以降に公告する工事から適用）
 - ・受注者の事務負担軽減のための一括審査方式、段階選抜方式、簡易確認型、技術提案簡易評価型の活用
 - 段階的選抜方式については、落札者の固定化対策を図りつつ、受発注者双方の事務負担の更なる軽減を図る観点から上限を15者とする見直しを実施。
（令和5年4月以降に公告する工事から適用）
 - ・総合評価の自由設定項目において週休2日取組実績を加点评価
 - ・監理技術者育成交代モデル工事や特例監理技術者制度など、監理技術者の柔軟な配置交代の促進
 - ・若手技術者活用評価型、技術者育成型の積極的な活用により、若手技術者の育成を行うことによる技術者活用の促進
 - ・新技術導入促進型の活用により、新技術活用による効率的な施工を行う等の生産性向上の促進

猛暑日を考慮した工期設定へ改定

- ・工期の設定に当たっては、実働日数に天候等による作業不能日を加えて設定しています。
- ・従来、天候等による作業不能日は降雨・降雪日数のみでしたが、今回、**猛暑日日数**を加え、**猛暑日を考慮した工期設定に改定**。
- ・また、作業不能日が官積算で見込んでいる以上に著しく乖離し、作業を休止せざる得なかった場合には受注者は発注者へ工期延長を協議することができます。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の
数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間}^{\ast} \text{を日数換算し、}$$
$$\text{平均した値（対象：5か年）}$$

※8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 特記仕様書記載例

第〇条 工期

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から令和〇〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	〇日間
②後片付け期間	〇日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数）	〇. 〇
④地元調整等による工事不可期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	〇日間
⑤ . . .	
⑥ . . .	

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。
（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：〇〇日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇〇日間
（少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数）

（過去5か年（20〇〇年～20〇〇年）の気象庁（〇〇観測所）及環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

関東ブロック発注者協議会の取組として、「週休二日制対象工事の実施状況」の指標を都県政令市から市区町村へ拡大

- ・関東ブロック発注者協議会の取組として、国等、都県政令市の発注工事を対象に「週休二日制対象工事の実施状況」の指標とし、令和6年度に全ての工事を対象に実施することを目標値として定め、毎年フォローアップを実施し見える化により推進しています。
- ・関東地方整備局管内(1都8県)の市区町村の発注工事のうち、多くの市区町村が週休二日制対象工事として発注手続きを実施していない状況です。



- ・建設業の時間外労働規制が令和6年度から適用されることを踏まえ、「週休二日制対象工事の実施状況」の指標を市区町村の発注工事へも拡大します。
これにより、全ての公共発注機関が、「週休二日制対象工事の実施状況」を指標とし取組が見える化され、建設業の働き方改革の推進が期待されます。

時間外労働規制の適用に向け「工事の施工時間に係る特記仕様書記載例」を改定

- ・積算上の標準作業時間には、作業、KY活動、後片付け等が含まれることを明記。
- ・また、道路の交通規制を伴う場合は道路使用許可時間を明記。

現 在

第〇〇条 施工時間

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	〇〇工、〇〇工、〇〇部の〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
夜間作業	〇〇部の 〇〇工、〇〇部の〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
	〇〇工、〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
昼夜間作業	〇〇工、〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

改 定

第〇〇条 施工時間

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間 ※1
昼間作業	〇〇工、〇〇部の〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
夜間作業	〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
昼夜間作業	〇〇工	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。(※2)

各々の標準作業時間(※1)には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

＜発注時に制約条件が明確の場合＞

2. 夜間作業における道路使用許可の時間帯は下記のとおり予定する。

路線名	道路使用許可時間帯
国道〇〇号	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

ただし、上記時間帯に変更があった場合は、監督職員と協議するものとする。

＜発注時に制約条件が明確でない場合＞

2. 夜間作業における道路使用許可の時間帯は、〇〇時~〇〇時を見込んでいる。

※1 協議等で作業時間を指定する場合は「作業時間」とする

※2 協議等で作業時間を指定する場合は削除

※3 その他作業時間帯に制限を受ける場合は記載内容を適宜変更

令和6年(2024年)4月より適用される建設業の時間外労働規制の適用外となる 災害の円滑な運用に向けた関係機関とのコミュニケーションの実施

- ・令和6年(2024年)4月より建設業についても時間外労働規制が適用されます。
- ・労働基準法第33条第1項の規定に基づき災害は適用除外となるため、円滑な運用に向けて直轄事務所、労働部局、建設業協会等とのコミュニケーションの取り組みを実施。

(参考)

労働基準法 抜粋

(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)

第三十三条

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

(参考)

群馬県建設業協会では、時間外労働上限規制の基礎知識のリーフレットを作成



令和5年度優良工事等表彰(令和4年度完成工事等)は生産性向上や働き方改革へ資する効果的な取組に関して追加表彰を実施

- ・関東地方整備局では、前年度に完成した工事等の中で、特に優れた成績を収めた工事等について、毎年7月頃に優良工事等表彰を実施しているところです。
優良工事等表彰は関東地方整備局が発注する工事等において総合評価にて加点するインセンティブが付与されます。
- ・令和5年度優良工事等表彰(令和4年度完成工事等)について、**建設業における時間外労働上限規制が令和6年度から適用されることを踏まえ、建設現場の生産向上や働き方改革に資する効果的な取組を行った工事等について従来の表彰に加え追加表彰(局長表彰、事務所長表彰)を実施。**

【工事の追加表彰】

従来の優良工事局長等表彰に加え追加表彰を実施。

工事成績評定点の上位から、「週休2日適用工事」を達成した工事のうち、以下の①～③に該当する工事を追加表彰。

- ①「ICT 活用工事及びBIM/CIM 活用工事」のうち、建設現場の生産性向上に資する先進的、効果的な取組を行った工事
- ②「働き方改革への取組」により、現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮を図る効果的な取組を行った工事
- ③「新技術を活用した工事」のうち、建設現場の生産性向上に資する先進的、効果的な取組を行った工事

【業務の追加表彰】

従来の優良業務局長等表彰に加え追加表彰を実施。

業務成績評定点の上位から、BIM/CIMを活用し受発注者協議や対外説明等に関して、効果的な取組を行った業務を追加表彰。

【今後の予定】

優良工事等の推薦を事務所から本局へ令和5年4月に行い、その後、関東地方整備局優良工事等選定委員会にて局長表彰を選定し令和5年7月に公表予定。



- 不調不落対策および受発注者の事務負担軽減を目的として、今年度の本省ガイドラインの改定において、技術者能力の評価項目を省略する「企業能力評価型」が、新たに全国試行として位置づけられる見込み。
- 関東地方整備局においても、上記の目的や地域の担い手の育成確保の観点から、通常工事を対象に、災害協定やBCP認定等地域精通度の配点割合が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」の試行を新たに適用する。

- 【概要】
1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
 2. 地域精通度、地域貢献度の評価を必須とする。
 3. 自由設定項目については、本試行では技術者の評価を行わないことから、重点施策項目である若手・女性技術者の活用のほかは、純技術的な項目とする

- 【対象工事】
- 工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕
 - 工事規模：分任官工事のうち、原則2億円以下の工事
 - 施工能力評価型Ⅱ型
 - 難易度がそれほど高くない（Ⅱ（やや難）以下）工事を対象

【配点表】

◎：必須 ○：選択

項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	7点	2点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価可能）		3点	◎
		優良工事表彰等		2点	◎
	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績	10点	2点	◎
		緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		2点	◎
		BCPの認定		2点	◎
	自由設定項目	①優良下請企業の活用	3点	3点	○ (③④のどちらか一方は必須とし、両方選択は不可。)
		②登録基幹技能者の活用			
		③若手技術者の活用			
		④女性技術者の活用			
合 計			20点		

- 段階的選抜方式は、落札者の固定化対策を図りつつ、受発注者双方の事務負担の更なる軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次選定し、選抜された者に対して二次審査を行う方式。
- 平成30年度より、落札者の固定化対策としてチャレンジ枠を設定し、一次選抜者数を拡大。
- 段階的選抜方式の効果をさらに上げる観点から、令和5年度より、上限を15者とする見直しを実施。

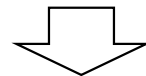
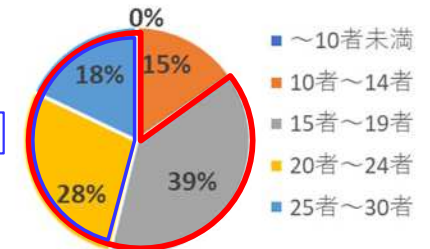
【H30～】

- ・一次選抜数を拡大し、落札者の固定化対策としてチャレンジ枠を設定
チャレンジ枠：最低10者選抜は固定、10者を超えた者の半数(切り上げ)
※切り上げは、半数及び同点者を切り上げ
- ・チャレンジ枠の設定により一次選抜数が拡大し、落札者の**83%は15位以内で1次選抜された者**となっていることから、落札者の固定化対策が図られている
- ・参加者からは、配置予定技術者の拘束時間の短縮、事務処理軽減が図られていると意見を得ているが、平均選抜者数**19.3者(平均参加者数24.9者、5.6者非選抜)**、15者以上の選抜が**85%**となっており、現状の運用では選抜者数が多く、段階的選抜方式の効果が十分に発揮できていない

1次選抜業者数 R2年度～R4年度(一般土木)

1次選抜業者数	件	率
～10者未満	0件	0%
10～14者	6件	15%
15～19者	15件	38%
20～25者	11件	28%
25者以上	7件	18%
計	39件	100%

15者以上:約85%
20者以上:約46%
平均:約19.2者

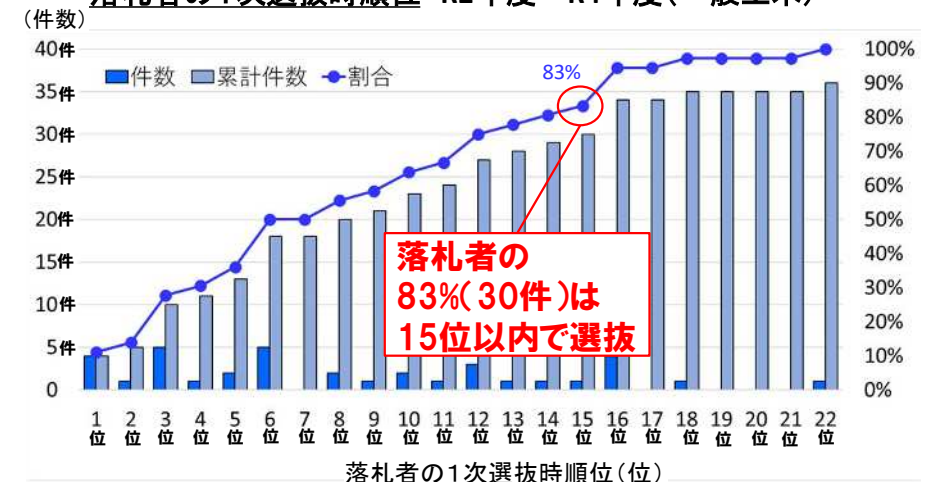


【R5～】

これまでのチャレンジ枠の運用結果をふまえ、受発注者双方の事務負担軽減のため、チャレンジ枠の見直しを行う

チャレンジ枠見直し：最低10者選抜は固定、10者を超えた者の半数(切り捨て)
15者を上限
(15者を越えない範囲の同位で切り捨て)

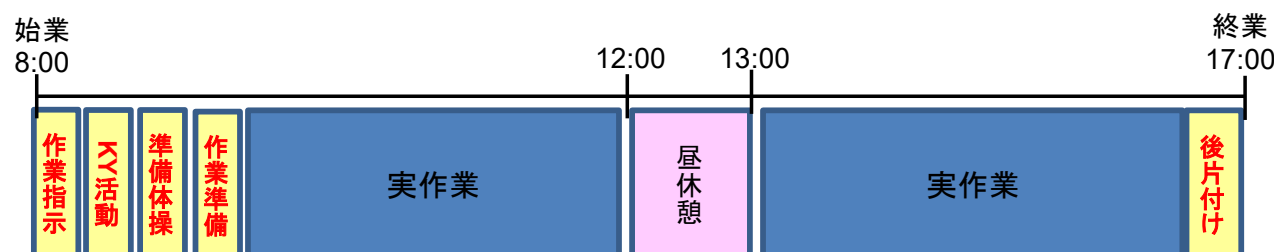
落札者の1次選抜時順位 R2年度～R4年度(一般土木)



1.(2)時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

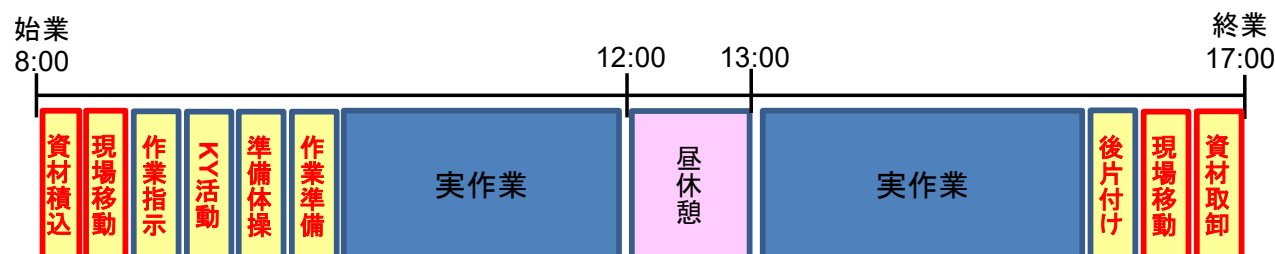
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。